

令和6年11月7日（木） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所本庁舎503会議室
出欠席		
出欠	氏 名	所 属 等
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 （東郊建設）
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック （中村住地）
出	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
出	反町 茂	地域包括支援センター（東部高齢者はつらつセンター）
出	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出	南沢 文江	あきる野市民生児童委員協議会
出	細谷 英広	健康福祉部 生活福祉課長
出	井上 弘明	健康福祉部 障がい者支援課長
出	山田 直喜	健康福祉部 高齢者支援課長
出	荒井 伸良	こども家庭部 こども政策課長
◎会長、 ○副会長 敬称略		
事務局 都市整備部住宅政策課 森田 速人、矢島 佑佳子、島村 浩太郎、菱山 瑠奈 健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央、田中 晶、小林 郁恵 NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ（業務委託先 以下「東京オレンジ」）		
配布資料 ・ 次第 ・ 資料1 住宅確保要配慮者のニーズ把握調査報告票（上半期集計4～9月相談受付分） ・ 資料2-1 取組状況について ・ 資料2-2 住まいサポートあきる野チラシ ・ 資料2-3 民間賃貸住宅の入居受入れに関するアンケート調査票 ・ 資料3 居住相談窓口の利用状況について（8月・9月分） ・ 資料4 居住支援ガイドブック（案）		
内 容		
事務局 会長	1 開 会 （委員出欠確認） （傍聴人数の確認） 2 挨 拶 （会長より挨拶） 事務局連絡事項 （会議資料の確認） ここからの進行につきましては、あきる野市居住支援協議会設置要綱第9条第2項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いします。 わかりました。 それでは次第3 報告事項（1）住宅確保要配慮者のニーズ把握調査の報告について（上半期集計4月から9月相談受付分）について、事務局から説明をよろしくお願いします。	

事務局	3 報 告 事 項 資料1をご覧ください。令和6年度住宅確保要配慮者のニーズ把握調査票（上半期集計4月から9月相談受付分）は、各相談窓口で集計し事務局でデータをまとめたものです。障がい者基幹相談支援センターの件数がとても多く目につくと以前からお話がありましたが、今回、資料1の5番助言内容に障がい者基幹相談支援センターが内訳を記載してくださいました。障がい者施設のグループホームに関するものが約70%、相談者の実人数は20人程度ということで御理解いただければと思います。また、この助言内容を見ていただきますと、住まいサポートあきる野が開設されたことによって、早速繋ぎができたというのが見られるかと思います。他の助言内容を見ていただきますと、住宅にだけ困っているのではなくて、その他の複合的な課題をたくさん持っている方が多くいらっしゃるのことが分かります。下半期も同じように集計を行っていきたいと考えておりますので、各福祉相談窓口の方々につきましてはご協力をよろしくお願い申し上げます。 また、ここで居住相談窓口も設置されたことから、来年度からは、このニーズ把握調査については終了とさせていただこうと思っております。説明は以上です。
会長	報告事項（1）事務局からの説明が終わりました。何かご意見等ありますか。特に資料1の5助言内容のところに、住まいサポートあきる野へ情報提供したのが社協や、中部はつらつセンターとありましたが、実際に地域包括支援センターでもありましたか。
委員	五日市はつらつセンターや中部はつらつセンターに関しても、センター内で職員に相談窓口について周知させていただいていると共に、チラシを置きました。そのため少しずつ住まい相談も増えてくると思います。資料1の5助言内容に「木造2階建のアパートの生活で急階段、踊り場もなく転倒のリスクを抱えている。」とあります。この事例のように2階建て3階建ての上階にお住まいだと、どうしても足腰が最初に弱くなりますので、その理由で外出するのがおっくうで引きこもりになり、生活自体が困窮し行き届かなくなってしまう。今後、アパートにお住まいの方の相談やそれに伴う社会、地域、そのような方々からの相談があるかと想定しております。
会長	ありがとうございます。その他のご意見等ありますか。先ほど事務局から話がありましたが、障がい者基幹相談支援センターは何かありますか。
委員	私どもの通常業務は障がい者福祉サービスの紹介や案内になります。そのためグループホームについての相談が多く、このような調査結果になっております。 また、今回のニーズ調査の調査期間対象外となりますが10月に障がい者支援課と共同で対応している案件で居住相談窓口を利用しました。実際には、住まい探しでなく生活相談のような意味合いが強くなりましたが、利用させて頂き大変心強く思いました。
会長	ありがとうございました。高齢者の方や障がいのある方について実例があるという話でし

事務局	た。以上で報告事項（１）はよろしいですか。 それでは、報告事項（２）取組状況について事務局から説明をお願いします。 資料２-１をご覧ください。①居住相談窓口についてです。窓口の愛称は「住まいサポートあきる野」に決定致しました。 次にチラシの作成についてです。資料２-２をご覧ください。前回協議会の「居住支援ガイドブック作成について」のご報告の際に、ご意見頂戴致しました案内チラシ作成の件ですが、相談受付開始に合わせて、窓口を説明する案内チラシを作成しました。 内容は、住宅確保要配慮者を対象とした住まい探しをサポートする相談窓口である事の説明、実施日時、事前予約制で、相談は無料であることを掲載しております。裏面になります。 裏面には相談日のカレンダー、相談場所を掲載しております。なお、表面、裏面ともに漢字にはルビを振って作成致しました。こちらの案内は関係各課へメールにて配布しております。 続きまして②協力不動産店登録募集についてです。市が設置する居住相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力いただける不動産店を募集するために、７月末に登録募集説明会を開催しました。当日は、１１件の不動産店に参加いただくとともに、榊原会長、長塚副会長、不動産関係団体の中村委員、居住相談窓口業務委託先東京オレンヂさんにもご参加いただきました。説明会では、あきる野市居住相談窓口の紹介、協力不動産店の登録募集についての説明、相談窓口の取り組み事例の紹介、質疑応答などを行いました。 また、協力不動産店の募集については東京オレンヂさんが個別に不動産店を訪問し、登録を呼びかけていただいたため、１０月末時点の登録件数は１４件になっております。 続いて、協力不動産店へ入居受入に関するアンケートの実施についてです。資料２-３をご覧ください。市では、協力不動産店に登録いただいた１４件の店舗に対して、アンケートを実施したいと考えております。アンケートの目的は、８月から相談窓口を開始し物件紹介に協力いただいている不動産店に対して実情を把握するため行います。このアンケートは東京オレンヂさんと市が協力して行います。実施方法は、市が案内状とアンケートを協力不動産店へメールで配布し、メールで回答をいただく方法を考えています。今後のスケジュールは、本日の協議会で内容報告し、ご意見等ございましたら調整し、最終的には１１月末頃にはアンケートを送付したいと考えております。なお、アンケートの結果は、協議会で報告させていただく予定です。実際のアンケートの内容につきましては、東京オレンヂさんから説明させていただきます。東京オレンヂさんよろしくお願いします。
東京オレンヂ	お手元の資料をご覧ください。問は全体で１２問です。問１から問５までは、審査に関する質問や連帯保証人、緊急連絡先についての質問です。昨今、課題のある方やなかなか審査が通らない方などがいっしゃるとい実情があります。そのためどんなニーズがあるかということをお尋ねしています。 問６から問９はトラブルに関する質問や皆様の中でどのような経験があったか、それはどのような世帯の方だったのか、苦慮されたことなどをお尋ねしております。 問１０から問１２は、今後の取り組みや要望などの質問です。以上になります。

事務局	東京オレンヂさんありがとうございました。 続きまして③周知についてです。居住相談窓口の周知活動としましては、広報あきる野8月1日号、10月1日号、11月1日号に掲載しております。また、前回協議会で委員からお話いただきました五日市地区での相談窓口開催の件ですが、11月19日（火）に五日市出張所で行う予定です。 次にあきる野市住宅政策課のホームページでは、協議会の設置、先ほどご報告しました資料2-2の案内チラシ、協力不動産店の店舗名、住所、電話番号、ホームページのリンクを掲載しております。 続いて、居住相談窓口の紹介活動です。各センターや協議会、部会で窓口の紹介を東京オレンヂさんに同行いただき実施しました。周知並びに（2）取組状況についての報告は以上となります。
会長	ありがとうございました。まず資料2-2です。こちらはチラシになりますが、委員の方からもし是非ルビを付けて欲しいという意見があり、ルビ入りで作成したとのこと。チラシについてや、実際チラシを窓口に置いているなど事例等がありますか。
委員	この居住相談窓口の件です。先日、市民の方が市民相談窓口を利用され相談内容が住まいについてでした。話をよく聞くと住まい相談とは別の件となりましたが、市民相談窓口の担当職員が居住相談窓口のことを知りませんでした。そのようなことがあったので、居住相談窓口の案内や相談日等について、関係各課だけでなく全庁的に周知をした方が良いと思います。以上です。
会長	事務局は今の意見について何かありますか。
事務局	ご意見ありがとうございました。全庁的にご案内するようにします。以上です。
会長	ありがとうございます。確かにそのとおりですね。実際に資料2-1の③に掲載されている場所にチラシは置いてありますか。
事務局	チラシのデータはメールで送付しておりますが、実際にプリントした物を置くことまではできていません。
会長	チラシのデータは送付されていると思います。できれば広く周知した方がいいと思いますが、両方の不動産協会の方はいかがですか。
副会長	チラシですが、例えば全日不動産の事務局や東京都宅地建物取引業協会の事務局に、配布や設置があれば、そこに所属している会員企業にもメリットがあると思います。そのようにされる際は、ご相談ください。

会長	東京都宅地建物取引業協会も同じですか。メーリングアドレスみたいなものはありますか。
委員	私の不動産協会の事務所は立川にあり、実際に会員が立川に行くことはなく、例えばチラシを事務局から一斉に送るとしても、ある程度そういう考えのある人は、既に参加してくれていると思います。ただ、どういう会社が協力不動産店に登録しているのか、私の方では把握できていないので、登録店が分かれば、生の声が聞けたりということも含め、協力不動産店のリストがあると良いと思いました。以上です。
会長	ありがとうございました。ホームページに協力不動産店は掲載しますが、協定も締結しているのであれば、登録済みの不動産店については、もう一回周知しても良いかもしれないですね。チラシの方はその他にご意見等ありますか。
委員	チラシの関係ですが、相談場所が市役所別館とあります。別館はエレベーターがないので障がいのある方、行く人にとってはかなり困難さがあると思いますので、相談場所について配慮を極力していただけたらと思います。以上です。
会長	すごく重要な意見、大事な意見だと思います。やはりバリアフリーについて少し考えた方が良いという意見ですね。全ては無理かもしれないですが、そういう部分を入れてもらえれば良いというところですね。その他チラシの方はご意見等ありますか。 次に、資料2-3です。協力不動産店の14店舗アンケートを取り、集計結果をこの協議会にお出しただけということでした。両協会の委員はいかがですか。
委員	物件照会時の情報提供についてですが、今まで以上に詳細な情報をいただきたいと思います。例えば、障がいのある方について、身体障がいなのか精神障がいなのかで提供できる物件も変わってくるので、詳細に記載していただけると助かります。 また、賃料2、3万希望とありますが、実際にそのような物件はなかなかないので、本当にギリギリ出せる賃料を何うようにしてほしいと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。今のご意見について、東京オレンジさんは何かありますか。
東京オレンジ	ご意見ありがとうございます。私どもは、前回の協議会時に申し上げましたが、より細かい部分の情報は極力隠さず、不動産会社に協力を求める以上は、障がいの内容等も含めまして、報告させていただくようにしていきたいと考えております。物件照会時の情報内容について、ご意見いただけましたら、そのとおりにさせていただきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。事務局に確認ですが、アンケートはいつ頃送る予定ですか。
事務局	11月末頃を予定しております。

会長	ありがとうございます。私からアンケートについて、両協会に伺います。管理している物件で連帯保証人を求めますかという問2の質問がありますが、例えば連帯保証人は全ての物件に求めているケースと求めていないケースを両方所有しているという場合もありますか。
委員	障がいのある方は基本連帯保証人が必要とされます。大家さんによって異なりますが、事情があって連帯保証人が付けられない場合は、それを伝えれば問題ないと思います。どちらにしても緊急連絡先は最低限必要かなと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。連帯保証人を求めているケースとそちらがいなければ保証会社というケースもありますし、結局、問2はどこに丸を付ければいいのか、ケースバイケースだと丸を付けられないなと問2は思ったので、質問させていただきました。 次に東京オレンヂさんに質問です。いくつかのところで69歳と70歳の区切りがありますが、これはどのような意図がありますか。
東京オレンヂ	この分け方についてですが、これは私どもの肌感覚と実際に不動産会社から、ご意見をいただいたのが元で、他自治体で実際に行っている部分でもあります。実際に60代の方と70歳以上の方を比べると、70歳以上の方の成約率がかなり厳しく、大家さんのご意向で断られてしまう、という意見をいただいておりますので、そのように分けさせていただいております。
会長	ありがとうございます。アンケートなので、どこまで細かくするかなど非常に難しいところです。この件については期限を設けて意見があれば頂戴するというのは、日程的に問題ありますか。
事務局	問題ありません。一週間程度時間をとらせて頂きます。
会長	わかりました。来週の金曜日くらいまで、お時間をいただけるということです。 委員の皆さんはアンケートを自分が答える立場として、レイアウトが分かりにくいなど、表現的に何かありましたら来週金曜日までに事務局まで、意見をよろしくお願いします。報告事項（2）取組状況については、その他はご意見等ありますか。 次に、報告事項（3）居住相談窓口の利用状況について、ご説明をお願いします。
事務局	資料3をご覧ください。この資料は居住相談窓口の8月と9月分の利用状況報告書になります。内容については、東京オレンヂさんからご説明させていただきます。東京オレンヂさんよろしくをお願いします。
東京オレンヂ	お手元の資料3の8月分をご覧ください。8月に関しては、実際に相談が始まったのが8月13日です。8月のは相談の日数は3日間、1日の相談枠は4枠、よって8月の相談枠は12枠となります。実際の予約件数が3件、実施件数は3件となっております。続いて相談者の属

	性ですが、これは重複があります。例えば、ご高齢の方で障がいがあり、更に収入が低い場合は、それぞれの属性にチェックが入っております。世帯主が70歳以上の単身世帯が1件、世帯主が70歳以上の世帯が1件、世帯主が69歳以下の世帯が1件、障がい者の単身世帯が1件、所得の低い世帯が3件、生活保護受給世帯が1件となっております。相談後の状況ですが、相談を伺い相談を継続している件数が3件となっております。次に相談者がどちらで居住支援窓口を知ったかの予約情報元については、生活就労相談窓口が1件、住宅政策課が2件となっております。 続きまして9月の相談日につきましては、相談日数は4日間、相談枠が16枠ある中で、予約件数は10件、実施件数は10件となっております。属性ですが、こちらも重複があり、世帯主が70歳以上の単身世帯が4件、世帯主が70歳以上の世帯が4件、世帯主が69歳以下の単身世帯が1件、世帯主が69歳以下の世帯が1件、所得の低い世帯が2件となっております。相談後の状況ですが、成約済みが1件、相談継続中が5件、相談終了が4件となっております。次に相談者の予約情報元になりますが、地域包括支援センターが1件、生活福祉課・生活就労相談窓口が4件、住宅政策課が2件、広報を見たという方が3件となっております。 では実際にどんな方が来られているのか、事例を紹介させていただきたいと思います。 (成約された方の事例紹介) 続きまして、支援継続中のケースいくつかありますが、1事例紹介させていただきます。 (支援継続中の方の事例紹介) 説明は以上です。
会長	具体的に事例まで挙げていただいてありがとうございます。 それでは、報告事項(3)資料3 実際の利用状況について、何かご意見等ありますか。
委員	1点質問ですが、(3)の相談後の状況のところ8月が相談継続中3件、9月相談継続中5件ですが、これは8月からの人を持ち越した数字ですか。
東京オレ ンヂ	はい。そのとおりです。
委員	もう1点、同じ(3)相談後の状況で、支援期間の終了とありますが、支援する期間というのは、何か定めがありますか。

東京オレンヂ	支援期間の定めはありません。具体的にいつを期限にするかなどは、皆様とご協議させていただいた上で決めさせていただきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。その他はご意見等ありますか。
委員	確認ですが、利用状況についての（５）その他ですが、内見の同行支援という記載があります。先ほどの事例紹介の中で、内見を一緒に行ったという話がありましたが、その話とこの内見同行支援というのは、違いはありますか。
東京オレンヂ	件数の記載漏れです。正しくは0件でなく、1件になります。失礼しました。
会長	ご指摘ありがとうございます。9月分（５）その他の内見同行支援のところに1という数字が入るということになります。その他はご意見等ありますか。
委員	8月分の3名が繰り越して相談されているということで、9月で10件相談があったと思います。そのうちの1件が成約済みで、5件は継続していて、他の4名の方が一旦相談が終了ということですが、この方々は住居に困っていないということですか。住居が見つからなくて困っているから相談に来るという前提だと思いますが、実際どうされているのですか。
東京オレンヂ	困りごとは相談者の状況によって違いますが、例えば居住支援窓口と並行して、自分で不動産会社に行き住まいを見つけられるケースもあると思います。また、転宅資金が無くて困っている方は、転宅資金の準備のために一旦支援を終了し、準備でき次第支援再開というケースもあります。ただ私どもは支援終了された方でも、お困りの方は関係機関の方に情報共有したり、何回かご連絡させていただいたり、そのようなことは気にして行っております。以上です。
会長	ありがとうございます。その他はご意見等ありますか。
委員	支援終了後の繋ぎ先、情報提供先というところも、この利用状況の一覧の中に入れていただけると良いと思います。窓口として繋ぎ先が分かる、窓口が他の事業と連携しているというのも目に見て分かりやすいし、このような繋ぎ先があるというところも協議会の中で把握してもらえると良いと思います。以上です。
会長	東京オレンヂさんいかがですか。
事務局	承知しました。今後、繋ぎ先の情報について報告させていただくようにしたいと思います。以上です。

会長	ありがとうございます。民生委員は何か相談のところで、仲間内でも聞いたことはありますか。
委員	生活保護の方の話です。今住んでいる部屋は、窓が少ししか開かず室温調整で大変な思いをしており、同じ建物の空き部屋が全てリフォームされたことから、そちらの部屋に移れるように交渉されましたが、リフォーム済みの部屋に移ると賃料が上がると告げられてしまい、賃料が上がると住めないで困っているという相談を受けていますが、難しさを感じています。
会長	ありがとうございます。少し実態もあるということですね。 1つ確認ですが、ケアマネジメントをやっている人の話で、親子三人でお住まいでしたが旦那さんが亡くなり、部屋の広さ等を考えて転居を検討するも引っ越し費用がかかってしまう。お子さんも働いていますが、あまり収入は高くないので、費用の問題があります。このような場合に、こういう助成が受けられます、又は、こういう制度も活用できますなど、そのような案内もこの窓口では行ってくれるという理解でよろしいですか。
東京オレンジ	はい。転宅資金につきましては、さまざまな制度がありますので、ご案内をさせていただいております。例えば、自立相談支援でしたら住居確保給付金、社会福祉協議会の貸付等、それ以外のところでも、いくつか自立相談支援事業とも併せての相談はいただいておりますので、そのような転宅資金についてもサポート・助言をさせていただいております。
会長	わかりました。その他はご意見等ありますか。 それでは、次第3 報告事項は終わります。次に、次第4 協議事項の(1)居住支援ガイドブックについて、事務局から説明をお願いします。 4 協議事項
事務局	資料4をご覧ください。こちらのガイドブックは前回協議いただいた内容と、支援制度の紹介ページにつきましては、各課で回答いただいた内容を反映させ、事務局側でより分かりやすい内容となるように編集し、完成形に近づけたものです。 今後の流れとしましては、本日の協議会でガイドブックについてご意見を頂戴し、それらの修正を加えた後、メールにて最終原稿をご確認いただき、問題無ければ12月頃には印刷業者へ依頼をしたいと考えております。 それでは、実際の掲載内容のご説明に移ります。1ページ目をお開きください。こちらは前回同様、上段は本ガイドブックの説明、下段は目次になります。次のページには【こんなお困りごとはありませんか】とあり、3つのお困りごとの例を掲載しております。続いてお困りごとについての相談先や紹介する内容をまとめております。 3ページをお開きください。こちらのページは前回から大きく変更し、住まいサポートあきる野の紹介を主に掲載しています。上段に住まいサポートあきる野の説明、中段は協定先の紹

	介、下段には協力不動産店の掲載状況になります。次のページは、居住相談窓口の実施頻度、費用、実施日、相談時間、場所、申し込み方法、申し込み・問合せ先について掲載しております。 なお、ガイドブックは通年利用を考えています。実施日等は年度ごとに変わる可能性があるため、ガイドブックにはお問合せいただくか、ホームページをご確認いただくように掲載しております。実際の運用では、こちらのガイドブックと一緒に資料2-2でご紹介しました案内チラシと共にご紹介いただくことを想定しています。 5ページ目をお開きください。こちらのページには、相談から入居までの流れを掲載しています。前回の案では半ページでしたが、全面に大きく掲載し漢字にルビを振った際にも見やすくなるよう工夫しました。 (5ページ、6ページ掲載内容の読み上げ) 7ページをお開きください。7ページから13ページは支援制度のご紹介になります。こちらは、担当各課に回答をいただいた内容を掲載しております。【困ったときは】から始まり【高齢者に関する支援制度】、8、9ページも同じく【高齢者に関する支援制度】、10ページから11ページ中段までが【生活にお困りの方に関する支援制度】、11ページの中段から12ページまでが【障がい者に関する支援制度】、13ページが【子育てに関する支援相談】となります。それぞれの支援制度名、制度内容、担当部署、問い合わせ先を掲載しております。制度内容の説明については、回答いただいた内容をそのまま掲載しているため、割愛させていただきます。 14ページをお開きください。こちらのページには【Q&A よくある質問】を掲載しています。 (14ページ掲載内容の読み上げ) ガイドブックの裏表紙をご覧ください。裏面には、発行元と発行日を掲載予定です。 最後に、このガイドブックは、どなたでも読みやすくするためにルビ入りで作成します。今回は、サンプルで1ページと7ページにルビを振っております。合わせてご確認くださいと思います。説明は以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、ご意見等ありますか。
委員	5、6ページの矢印が白抜きでなく色を入れた方が、障がいのあるかたにも分かりやすいと思います。次に、1番左が【申し込み方法】ではなく【申込み】からスタートになると思いますので、【方法】というところが不要だと思いました。また、契約のところも【手続き】と文言を入れてますが、【契約】だけでいいと思いますので参考にしてください。以上です。
事務局	貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただきます。

事務局	委員に質問です。表紙にも白抜きの文字を使用していますが、障がいのある方の分かりやすさについて、ご意見いただけたらと思います。
委員	全体的に色が優しい感じがしますが、白抜きではなく、色が入っていた方が伝わりやすい、目には留まりやすいということと同時に、もう少し太字でも良いと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。障がいをお持ちの方、目の不自由な方などいらっしゃるので、もう少し色付きだと良いという意見でした。事務局は検討してください。その他ご意見等ありますか。
委員	2ページの【お困りごと】3点ですが、縦が長くなると文章が読みづらいと思いますので、工夫してください。また、全体を見ていくと課名のみのところ、係名まで入っているところがあるので、統一された方が良いと思います。また、担当の係や内線番号が違うところがあるので、改めて調整させていただけたらと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。関係部署には、もう一度確認依頼はしますか。
事務局	そのように考えております。
会長	わかりました。先ほどのチラシと同様ですが、発行はいつ頃を予定されていますか。
事務局	12月末くらいには発注を予定しております。
会長	12月末だと、1月発行くらいになりますか。
事務局	そのとおりです。
会長	わかりました。確認依頼があるそうなので、委員の皆さんは意見等ありましたら連絡してください。ただその意見全て採用はできないとは思いますが。その他はご意見等ありますか。
委員	老眼になるとピンクの上にピンクの文字だと見えないです。さらに1ページ目をめくった時に、2ページ目の挿絵の青色が目立って、他の情報が入って来ないです。また、全体的な話ですが、例えば5、6ページの【相談】のところで「サポート」が改行で切れているので、単語が改行で切れないように、1文字余らせて改行するなど修正して見やすくした方が良いと思いました。次に、【居住相談窓口住まいサポートあきる野】と【住まいサポートあきる野】という2種類の表現があるので、統一された方が良いと思いました。 さらに、2ページの【こんなお困りごとはありませんか】というところで、上に3点あり【大家さんから年齢を理由に契約更新をしないと言われている】とあります。では、その契約更新

	してもらえるように交渉してもらえんだと思う人もいますと思いますが、そのような相談も受けてもらえるという解釈でよろしいですか。
会長	事務局は色について検討してください。2ページのところですが、大家さんが年齢を理由にということで、契約交渉を手伝ってもらえるのですかという質問です。いかがですか。
東京オレンジ	交渉となるとハードルが高いかと思います。内容にもよりますが、主に法テラスへのご案内になります。私どもが直接交渉をするということは、非弁行為になってしまう可能性もあるので、交渉自体はなかなか難しいかと思います。ただ、そのような内容で、助言、アドバイス、そして法テラスへのご案内などサポートはできるかと思います。ケースバイケースですので一概には申し上げられませんが、そのようなご相談を受けることはできるということで留めておきたいと考えております。以上です。
会長	ありがとうございます。いろいろな解釈の仕方があるので、今のはごもっともな意見だと思いました。その他はご意見等ありますか。
委員	2ページの上の3点ですが、左側の【障がいが理由で賃貸住宅を借りられない】ですが、ガイドブックに載せる時は、直接的でない方が良いのか、直接的な方が良いのか分らないですが、大家さんにも大家さんの理由があると思いますので、文言的に工夫された方が良いと思います。自分自身がもう少し家賃の安いところに引っ越したいという、自分がこうしたいという思いを載せているので、障がいが理由でと言ったら、相手方が断っている、拒んでいるというイメージがあるので、良いニュアンスの文言が良いかと思いました。以上です。
会長	事務局側で、何かご意見ありますか。
事務局	参考にさせていただきます。
会長	その他にご意見等ありますか。
委員	1ページの目次のところですが、左側のチェックボックスのところ、ページと対応してページ数を入れると良いと思いました。以上です。
会長	事務局は検討して下さい。その他にご意見等ありますか。
委員	7ページ以降の支援制度の紹介がありますが、内容についてもう一度調整したい部分があります。確認する時間をいただきたいのですが、どのくらいまでお時間いただけますか。
事務局	ありがとうございます。、今月中くらいに頂戴できれば大変助かります。

事務局	補足説明させていただきます。各種支援制度につきましては、担当課に一度、調整をかけていますが、追加、表現の変更もご検討いただくとともに、電話番号をよく見ていただけたらと思います。各課各係どれが良いのか、直通が良いのかどうか、ご検討いただければと思います。以上です。
会長	アンケートは来週金曜日まで、ガイドブックについては今月中くらいまでに修正というところになります。
事務局	訂正させてください。締切日につきましては、内部で確認し後日メールでご案内させていただきます。申し訳ございません。
会長	ありがとうございました。私から1つ確認です。14ページ【Q1 相談は窓口だけですか】で、この協議会の中でも、できれば行ける時があれば出向いて、特に障がいをお持ちの方、なかなか相談に行けないという方の対応ができたらという話が、何度か出たと思います。上手い表現ができればいいのですが、まず電話が来たときに、行くようにするというのも1つの案かと思います。【相談窓口だけですか】にすると、相談は窓口のみとなってしまう。この辺も表現方法を上手く変えられたらと思います。その他はご意見等ありますか。
委員	同じ14ページのQ2の市外の方のところですが、市外の方優先のように取られてしまうかもしれないので、Q2とQ3の順番を逆にした方が良くと思いました。特にQ3は、注意書きというか、釘を刺している感じで一番最後終わるのもどうかと思うので、入れ替えた方が良く感じました。以上です。
会長	ありがとうございます。より良い物にするために第一版目ですので、そこから改訂版もできるでしょうし、1回目はできるだけ良い意見を取り入れる形でいけば、良いと思います。最後は事務局にお任せをしたいと思います。よろしくお願いします。 資料4のガイドブックについてはよろしいですか。改めて皆さんにフィードバックして確認いただき、追加もあればお受けしますということですので、よろしくお願いします。 最後に、次第5 その他連絡事項について、事務局からお願いします。
事務局	次回の協議会の開催につきましては、ただいま調整中です。確定しましたらメール等でご案内します。どうぞよろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。委員の皆様から何かありますでしょうか。 それでは、居住支援協議会の報告事項、協議事項が終了しましたので、事務局へ進行をお返しいたします。

事務局	6 閉会 (副会長より挨拶) それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回居住支援協議会は終了となります。 皆様、本当にありがとうございました。
-----	---